

■「クレジットを活用した事業者による脱炭素経営促進事業」に関する質問回答書

No.	資料名・ページ数	質問内容	回答
1	仕様書P.2	クレジット創出の参加者と委託事業者は再委託契約を締結する必要があるか？	クレジット創出の参加者と委託事業者が再委託契約を締結する必要はありません。
2	仕様書P.2	「ア」参加者の募集について、ご契約締結後に①で既に届出している事業者情報を提供いただくことは可能か。また、②で既に対象となっている事業者情報をご提供いただくことは可能か。	府から事業者へ情報提供の依頼をし承諾を得た事業者の情報を、契約締結後に受託者に提供します。
3	仕様書P.3	「モニタリング終了後の環境価値は大阪府に帰属する」と記載されているが、プロジェクト参加者は本事業に参加したことの公表方法・記載方法の指定はあるか？	公表方法については、プロジェクト参加者の、本事業に参加したことの公表は大阪府が実施します。記載方法については、受託者においてはエクセルファイルで参加者の社名やCO2削減内容、連絡先等の情報を整理ください。
4	仕様書P.3	「モニタリング終了後の環境価値は大阪府に帰属する」と記載されているが、大阪府としてクレジットによるオフセットするボリュームについて具体的な目標はあるか。	本事業では、契約履行の条件として具体的な目標値を定めていません。ただし、万博におけるカーボンニュートラルの達成に貢献するため、最大限のクレジット創出が可能な提案をお願いします。
5	仕様書P.3	本事業で大阪府が取り纏めて、創出したクレジットを売買することを想定しているか？売買される場合は、売買方法やクレジット価格について提案することが必要か？	万博終了後の期間においては、創出したクレジットを大阪府が売却する可能性があります。本事業で売買方法やクレジット価格について提案することは求めていません。
6	仕様書P.3	「プロジェクト登録にかかる審査費用など、プロジェクト申請・登録手続きに係る一切費用についても、本委託事業の範囲としてその費用に含めること」と記載されている。委託事業者はJ-クレジットの審査・モニタリング費用の補助金を申請・活用することは可能か？	本事業において、補助金申請は可能と考えますが、補助金を活用できるか否かについては、J-クレジット事務局に確認をお願いします。
7	-	企画提案書は「5 企画提案の内容」に記載のとおり、Wordフォーマット上は「別紙のとおり」とし、全てのご提案をPPTA4サイズで作成可能という理解でよいか。また枚数の指定はない認識でよいか。	企画提案書は、統一した様式による公平な審査などの観点からWordフォーマットでの作成をお願いします。なお、枚数の指定はありません。